【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月1日

【会社名】 株式会社エル・シー・エーホールディングス

【英訳名】LCA Holdings Corporation【代表者の役職氏名】代表取締役桑田 正明

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03(3539)2583(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 水野 進

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

【電話番号】 03(3539)2583(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 水野 進

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 299,999,920円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	68,181,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株は100株であります。

(注)1.平成27年5月1日(金)開催の取締役会において発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	68,181,800株	299,999,920	149,999,960
一般募集			
合計 (総発行株式)	68,181,800株	299,999,920	149,999,960

- (注)1.第三者割当の方法により割当てます。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、149,999,960円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
4.4	2.2	100株	平成27年 5 月18日(月)		平成27年 5 月18日(月) ~
			,		平成27年 5 月20日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 3. 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込がない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期間に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 5.分割払込等に対応できるよう払込期間としております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エル・シー・エーホールディングス 人事総務部	東京都港区虎ノ門一丁目17番 1 号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
りそな銀行 京都支店	京都府京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691	
東日本銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿3丁目12-7	
東日本銀行 本店営業部	東京都中央区日本橋3-11-2	

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
299,999,920	4,000,000	295,999,920	

- (注) 1.本件増資にかかる諸経費の内訳は、登録免許税として1,100,000円、その他諸経費(信託手数料、信用調査 費用、弁護士費用(弁護士法人港国際法律事務所、横浜市西区北幸2-3-19日総第8ビル 弁護士小澤幹 人)、新株式上場手数料等)として2,900,000円を予定しております。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

調達する資金使途

資金使途	金額(千円)	支払時期
課徴金・上場契約違約金の支払	58,000	平成27年 5 月
未払税金等の納付	70,000	平成27年 5 月
未払社会保険料等の納付	44,000	平成27年 5 月
未払金等の支払	63,999	平成27年5月~7月
人件費の支払	34,000	平成27年5月~9月
その他諸経費(税務・監査報酬、株主名簿管理人への事務委託 費、システム保守費用等)の支払	26,000	平成27年5月~9月

- 注)1.調達した資金は、支出するまでの期間、当社及び子会社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。
 - 2.上記 ~ の資金使途の内容、必要金額の根拠、上記支払時期以降の対応方針は、以下のとおりです。
 - 3. 当社には、各種税金や社会保険料等の滞納により、差押リスクが潜在しております。

「 ~ 」について

- (1) 各金額については、割当予定先から、本第三者割当増資に対し、「3億円程度の引受可能」との意向がありましたので、今回の調達資金から、当面の最低限の必要運転資金である後述のというを除いた残額を、の子会社を含めた当社グループとしての未払元本残高に応じた比率で分配するという考え方で金額を設定しました。
- (2) ~ の本件ファイナンスによる調達資金充当後の未払残高については、不動産売買事業等からの収益により、分割納付(支払)予定です。
- (3) 不動産売買事業等についての現時点の進捗状況は後述する4 [大規模な第三者割当に関する事項]における[当社の現状について]に記載の通りとなります。
- (4) ~ の今後の分割納付の可否、当初の支払額及び分割支払額・期間等については、以下の通りに考えております。すなわち、過去、当社は多額の未払が発生している税務当局や年金事務所、各種債権者に対して、資金的な裏付けが希薄なまま分割納付計画等を提出し、それが実行できず、その後の分割支払又は債務免除協議(以下「未払債務等の協議」といいます。)もままならないという状況でした。それが、前回増資(平成26年7月3日払込)に係る調達資金における一部支払を実行したことにより、改めて各税務署や年金事務所及び一部の債権者との分割支払等の協議を続けることが出来ております。現在では、既述の不動産売却資金により、一部支払をする予定で協議を続けており、この点は実行出来ておりませんが、今後は当該不動産売却資金とは別に、本調達資金により、再度ある程度まとまった支払をすることで、今後の分割支払又は債務免除の協議を進めていくことが出来ると考えております。

- (5) ~ の平成27年5月期第3四半期末の未納(未払)残高は、 は平成26年2月以降の未払で約3億4,100万円(元本2億9,900万円)、 は平成21年7月以降の未払税金で約5億6,800万円(元本3億6,100万円)、 は平成21年10月以降の未払社会保険料等で約4億3,100万円(元本2億2,600万円)、 は平成22年12月以降の未払金等で約3億9,200万円(元本3億3,600万円)です。
 - 尚、当該未払金については、今後、各債権者との話し合いに応じて支払う方針であり、現時点で支払い 方法は未定です。

「 ~ 」について

- (1) は、当社の管理部門社員や一部子会社の社員の人件費(通常の社会保険料等含む)月額約750万円の 4ヶ月超分に充当する予定であり、 は月額約550万円の4ヶ月超分に充当する予定です。当社として は、運転資金については出来る限り多く確保することが望ましい状況ですが、一方で、過去債務の問題 は当社における喫緊の課題でもあり、そのバランスを考え、また今後は不動産事業等により運転資金を 確保出来ることを想定し、4ヶ月超の運転資金を確保することにしました。
- (2) ~ の9月以降については、不動産売買事業等の収益に加え、既存のコンサルティング事業(年間売上高約1億5,000万円)等の収益により賄う方針です。

当社としては、上記 ~ に記載した本調達金の使途を予定しておりますが、万一、本調達資金の全額が差押となった場合は、計画している過去負債の弁済等が実行できなくなると共に、運転資金も確保出来ない事態となります。その場合には、まずは不動産案件を完了させて資金を獲得することに邁進すると共に、過去と同様に外部の協力者に新たな資金援助を求める可能性もあります。ただ、前回増資時においても同様の懸念がありましたが差押等は一切発生しておりません。また、実際に全部又は一部が差押等になった場合においても、いずれ支払うべきものであり、この資金が充当されることにより結果的に、過去債務の圧縮が実現できれば、財務体質の健全化につながると考えております。当社では、前回の増資以降、各税務署や年金事務所及び一部の債権者との間で、分割支払等の協議を続け、実際に分割支払等を実行してきました。しかしながら、説明や協議等を行った上でも、その後差押等が発生したことも事実としてあります。今後については、再度、各方面に真摯に説明と分割支払の協議をし、差押等されないように最善の努力をしてまいります。

なお、前回の第三者割当増資(平成26年7月3日払込)により調達した資金についての当初の資金使途予定と、実際の支払額は以下のとおりです。

資金使途	予定 (千円)	実績 (千円)	支払時期
子会社への貸付を通じた不動産事業展開資金			
- 1不動産売買第一号案件(福岡市中央区)の購入資金	576,000	565,500	平成26年7月~11月
- 2軽井沢別荘地での貸コテージ(別荘)	60,000	0	
課徴金・上場契約違約金の支払	15,500	26,000	平成26年7月~9月
未払税金等の納付	13,500	13,500	平成26年7月~12月
未払社会保険料等の納付	13,500	13,500	平成26年7月
未払金等の支払	13,499	13,499	平成26年7月~8月
人件費の支払	15,000	14,179	平成26年7月~8月
その他諸経費(税務・監査報酬、株主名簿管理人への事 務委託費、システム保守費用等)の支払	15,000	15,821	平成26年7月~8月

- 注)1. -1の実際の支払額との差異約1,050万円については、 に充当しております。
 - 2. 2 については、子会社への貸付は実行しております。しかしながら、不動産事業の進捗が遅れていることもあり、子会社(㈱Interface)において、銀行よりこの6,000万円を預金担保として5,500万円の借入を行っております。この5,500万円はグループ全体の運転資金等に使用しております。今後、不動産売買等の資金により、当該借入金を返済し、当初予定通り、貸コテージ事業資金とする予定です。
 - 3. 、 ついては、残業代や電話代、事務消耗品費、株主名簿管理人への事務委託費については、月度の変動があるため、若干の入り繰りが発生しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

		名称	豊田 D & C 株式会社					
		本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目11番2号					
	割いる中	代表者の役職及び氏名	代表取締役 田名部 太郎 代表取締役 豊田 浩之					
a	割当予定 先の概要	資本金	8,200万円					
		事業の内容	建築・土木工事の企画、設計、施工、監理、積算及びコンサルタント、国内外の不動産の賃貸・管理・保有並びに運用					
		主たる出資者及びその出資比率	豊田三共㈱ 22.92%、豊田 浩之 15.63%、K's㈱ 13.89%、 新英金属㈱ 10.42%、㈱CST 10.42%					
b	提出者と	出資関係	平成26年7月3日付、第三者割当増資(新株式)の割当先であります。					
6	担当予定	人事関係	当該会社から当社の社外取締役を1名選任しております。					
	先との間	資金関係	当社は当該会社のその他の関係会社に該当します。					
	の関係	技術又は取引等関係	当社の子会社である㈱Interfaceと不動産事業にかかる業務提携契約を締結しております。					

注 1. 平成26年7月1日付で、田名部氏が同社の代表取締役に就任されております。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、平成26年5月期末において連結ベースで債務超過額743,608千円(株主資本)となり、有価証券上場規程601条第1項第5号本文(債務超過)に該当し、当社株式は、債務超過の猶予期間入り銘柄に指定されております。当社は、平成27年5月20日までに債務超過の状態を解消しなければ、2期連続の債務超過となり上場廃止となります。

このような中、前回増資時の割当先であり、当社の現在の大株主である豊田 D & C 株式会社に当社の状況を説明した所、短期的な利益を上げることに必ずしも固執せず中長期な目線をもって当社の過去債務の整理及び当社債務超過解消、それに伴う当社再建にご協力頂ける旨を表明頂くことができ、今回の割当先として選定しました。なお、前回増資時同様、今回の増資に係る出資原資については、割当予定先である豊田 D & C 株式会社の代表取締役である田名部太郎氏(以下、「田名部氏」といいます。)の資金に因っております。個人での投資でなく、会社を経由されている理由としては、豊田 D & C 株式会社と当社子会社株式会社Interfaceとの間では既に不動産事業に関する業務提携契約を締結するなど親密化を図っておりますが、当社グループが当第三者割当増資等により、債務超過を解消し、存続出来れば、今後も事業の協働が進められること、また株式の一部を売却した場合、会社を通じた投資の方が税務面にメリットが享受できる可能性があるからと伺っております。当社といたしましても、前述の通り、子会社での業務提携契約に基づく協働の更なる推進や他の事業協働が期待でき、事業メリットを多く受け取れるものと期待しております。

又、当社には国税や社会保険をはじめたとした多額の債務が存在することに加え、日常商取引の中でも、当社資産の仮差押えや差押えのリスクが潜在します。そのような中、割当予定先及び実質的な出資者である田名部氏に対しては、当社の財務内容や未払債務の状況なども全て説明した上、かつ、かかる状況に伴う様々なリスクである差押のリスクや上場廃止リスク(詳細は、後述4[大規模な第三者割当に関する事項]の[当社の現状について]をご確認ください)についても可能な限り全て説明し、場合によっては本第三者割当増資資金の差押が考えられる旨もお伝えしておりますが、割当予定先及び田名部氏においては、前回増資時同様、上場企業が倒産することによる株式市場の混乱などを生じさせないという基本的な考え方があって本第三者割当増資に応じて頂いております。なお、後述「4[大規模な第三者割当に関する事項][本第三者割当増資の目的及び理由について](2)当社の債務超過状態の解消の見込みについて」に記載のとおり、当期中の債務超過解消のためには、本第三者割当増資に加えて、()不動産2案件(とりわけ第2号案件)の完了による利益の確保又は()一部債権者による債務免除のいずれかが必要ということも説明し、不動産事業が不調に終わった場合、特に債務免除については期末ぎりぎりになる可能性についても説明した上で払込に応じて頂ける意向を確認しております。

以上より、当社の上記のような現状を考えたとき、資金調達規模を勘案すると、第三者増資の割当先として今回の割当先以外に候補はない一方で、中長期的に当社グループが再建することにより企業価値が上がれば割当予定先にとって株価上昇等による保有資産価値の向上も見込めることから、割当予定先と当社とは利害関係が一致しているといえ、当社にとって望ましい割当先と判断しました。

d 割り当てようとする株式の数及び払込金額 豊田 D & C 株式会社 68,181,800株(299,999,920円)

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先からは、上記 c 「割当予定先の選定理由」に記載の通り、今後、短期的な利益を上げることに必ずしも固執せず中長期的な目線をもって当社の再建にご協力頂く旨の表明を頂いております。また、同じく割当予定先からは、本新株式については、「中長期での保有方針で、前回増資時に割り当てられた株式を含めて、一定の持株比率(定時株主総会を円滑に運営できるレベルである20~25%程度)を維持しつつ、市場の動向を勘案しながら売却の意向もある」とのことですが、万一、相応の株式数を一度に売却した場合は、当社の株価に大きな影響を及ぼすこととなり、株価引き下げ要因となります。しかしながら、前回増資時同様、同社の当社支援の大前提として「上場会社の倒産は、株式市場に与える影響が大きく、投資家保護の観点から上場会社は潰すべきでない」という方針があり、加えて当社は創業50年の歴史を持つ経営コンサルティング会社であり、これまでに当社の支援により、企業の成長や、更には上場を実現した企業が幾つもあるという当社の実績を評価頂き、「そのコンサルティングノウハウを絶やすべきではない」とご判断されて当社支援の意向を表明頂いております。

一方で、状況によっては当社株式の一部売却も視野に入れておられますが、係る経緯から、同社の当社株式売却についても、日常の出来高や株価に細心の注意が払われ、極力株価形成に影響がないような売却の進め方をされる 意向であると確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間で、本新株式の割当を最初に受ける日から2年間の間に、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

今回の増資資金原資は、c「割当予定先の選定理由」に記載の通り、割当予定先の代表取締役である田名部氏の個人資金です。今回の増資資金については、割当予定先が田名部氏の個人資金を借入し、払込する予定である旨を伺っております。当社は、田名部氏から口頭により、自己資金である旨の説明を受けた上で、田名部氏個人の銀行の残高証明書を確認し、本新株式の発行価額総額を上回る預金残高を保有することを確認いたしました。また平成27年4月23日付で田名部氏と割当予定先とで締結された金銭消費貸借契約(貸付実行日:平成27年5月18日迄、金額:3億円、金利:短期プライムレート、返済期限:貸付日の5年後、担保:無担保)についても確認いたしました。当該金銭消費貸借契約については、特段の前提条件はありません。

なお、当借入金の返済方針については、割当予定先の今後の事業から生み出される資金をベースとしつつも、当 社株式の売却資金を充当する可能性もあると伺っております。

以上のことから、割当予定先の払込みに要する資金等の状況については確認しております。万が一、当該金銭消費貸借契約が実行されない場合は、失権することも有り得ますが、現時点としてその可能性は極めて低いと考えております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主、更に今回の資金提供者である田名部氏が反社会的勢力との一切の関係を有していないことを示す確認書の提出を割当予定先より受領し、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主、更に今回の資金提供者である田名部氏に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員及び出資者が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役羽田寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、割当予定先の役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認できませんでした。また、割当予定先の役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認できませんでした。また、割当予定先の役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株式の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年4月30日)から、1ヶ月間の平均株価(終値、以下本項において同じ。)である4.67円を勘案し、割当予定先と協議致しました結果、5.78%ディスカウントした4.4円を発行価格と致しました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日(平成27年4月30日)の終値(4円)から10%のプレミアム、同日までの3ヶ月平均株価(4.81円)から約8.52%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価(4.84円)から約9.09%のディスカウントとなっており、いずれの株価からも10%のディスカウントの範囲内であります。

当社といたしましては、平成27年5月期第3四半期決算短信を開示した平成27年4月6日を基準として、当該決算短信の開示により反映された株価推移を勘案し、直前営業日より1ヶ月間平均株価が、客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の企業価値を反映していると判断したものであります。

また、発行価格のディスカウント率につきましては、

- ・当社が、平成26年8月20日付で、有価証券上場規程601条第1項第5号本文(債務超過)により債務超過の猶予期間入り銘柄に指定されており、平成27年5月20日までに債務超過を解消しなければ、2期連続の債務超過の状態となり上場廃止となること。
- ・当社が、未払金や未納税金等の延滞により当社の保有する不動産に対する差押を受けていること。
- ・当社株式は、特設注意市場銘柄指定解除に係る、東京証券取引所の審査の結果次第で、近い将来において上場廃 止となる可能性があること。
- ・上記の状況から近い将来において当社株式について株価が下落するリスク、又は当社が上場廃止となることにより当社株式が著しく流動性を損なうリスクがあること。
- ・上記各事実を勘案すると、前回増資時と比較して、当社に対する本第三者増資に係る投下資本回収リスクが相当 程度増大していること。

等から、割当予定先からも相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)」に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、割当予定先とも十分に協議した結果、当社の企業価値を反映している結果である取締役会決議日の前日終値から1ヶ月平均の株価を勘案し、割当先と協議を行った結果、5.78%のディスカウント率とすることが妥当と判断し、決定したものであります。なお、当社の取締役会において、本新株式の発行価格を5.78%のディスカウントの[4.4]円とすることが有利発行には当たらないと判断いたしましたのは、上記の当社の現況を踏まえれば、ある程度のディスカウントは致し方ないと考えたことに加え、当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にある「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価格であること。」に準拠するものであること、上記の通り、当社の取締役会決議日の直前営業日の終値、直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値、同6ヶ月間の終値平均値のいずれの価格と比較しても10%を超えるディスカウントとなっていないことを根拠としております。

なお、本取締役会に参加した当社監査役3名(2名は社外監査役)全員が、「新株式の発行価格の算定にあたって、取締役会決議日の前日より1ヶ月間平均の株価を採用したことについて、通常、株価は、投資家による一定の投機的思惑の影響を受けつつも、各企業の資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通しなどを考慮した企業の客観的価値が反映されていると考えられることから、取締役会決議日の前日より1ヶ月平均の株価には、平成27年5月期第3四半期決算短信を開示した平成27年4月6日を基準として、その後の株式市場で得られる情報が反映され、企業の客観的価値を合理的に示していること判断できること、また、ディスカウント率については、上記のような当社の困窮した財務状況や平成18年5月期決算以降、依然として継続企業の前提に疑義がある旨の注記の記載がある状況の中、当社株式を保有することのリスクを考慮すれば、合理的な範囲内であると判断できることから、上記算定根拠による本新株式の発行価格は、日本証券業協会の『第三者割当増資等の取扱に関する指針』も勘案の上、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に決定されており、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと考えられる」旨の意見を述べております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件増資による新規発行株式数は、68,181,800株となり、発行済株式の総数である471,797,420株(議決権数4,717,948個)に対して14.45%の割合(議決権における割合14.45%)に相当し、結果として株式の希薄化が生じます。また、本第三者割当増資に係る払込後、割当予定先である豊田D&C株式会社は、現在主要株主である筆頭株主でありますが、その所有割合は、29.44%から38.35%(議決権における割合38.35%)となり、当社は引き続き、同社のその他の関係会社となります。

又、本第三者割当により、当社株式は、14.45%の希薄化が生じるものの、第三者割当による議決権の希薄化率は25%未満であること、並びに支配株主の異動を伴わないことから、大規模な第三者割当には該当しないと判断致しました。

その上で、以下の理由により、本新株式発行を決議いたしました。

[当社の現状について]

当社グループは、平成26年5月期末において連結ベースで債務超過額743,608千円(株主資本)となり、有価証券上場規程601条第1項第5号本文(債務超過)に該当し、当社株式は、債務超過の猶予期間入り銘柄に指定されております。当社は、平成27年5月20日までに債務超過の状態を解消しなければ、2期連続の債務超過となり上場廃止となります。この点については、平成26年7月3日に豊田D&C㈱を割当先とした第三者割当に係る増資(以下「前回増資」といいます。)を実施したことにより、前期末の債務超過額を上回る749,999千円の資本増強を実現することができました。その結果、当連結会計年度において黒字化を実現出来れば債務超過は解消できる状況であり、その目的達成の施策として、子会社㈱Interfaceで新たに不動産事業に取り組んで参りました。しかしながら、比較的短期間の利益実現を期待していた不動産売買事業については、1号案件(福岡物件)及び第2号案件(北新宿物件)という2つの案件(以下、それぞれ「第1号案件」及び「第2号案件」といい、両者を合わせて「2案件」といいます。)ともに当初の見込みどおり完了せず、現時点では残念ながら収益を確保できていない状況です。また同じくして予定していた軽井沢における貸コテージ事業についても現時点でまだ開始出来ておりません。各案件が当初予定通りに進んでいない理由及び現在の進捗状況は以下の通りです。

[第1号案件(福岡)]

第1号案件(福岡案件)については、平成26年7月に福岡市中央区長浜の不動産を取得しました。この際は、単純な転売案件と考えておりましたが、購入予定者の購入条件の変更等があり、賃借人の立ち退き交渉が必要となりました。当初、全体5件の賃借人がいた中、購入前に2件の即決和解が成立し、残り3件を交渉し、時間を要しましたがうち2件の即決和解も取得することが出来ました。そして、最後の賃借人については、当初移転場所が決まれさえすれば退去するとのことでしたが、当方より提示した移転場所に移らず、最後の賃借人は、その後の対応を弁護士に相談しましたが、その弁護士は、「転売を目的とした退去要請は正当事由に当たらない」との主張を始めました。

当初より、九州の上場会社を初めとして、全国展開するデベロッパーなど数社の候補がありましたが、いずれも賃借人が退去することを前提としていることから、一つは賃借人の立ち退き合意を取ること、

もう一つには、賃借人が残ったままでの売却を当社としては検討しております。

前者においては、大手デベロッパーが妥当な価額での購入意思を示して頂いており、賃借人の退去に向けての交渉を当方の弁護士を通じて、実施しております。その後の交渉の結果、現状では、当社弁護士が提示している代替物件については、特に拒否するわけでなく、お聞き頂けており、最後の賃借人側で検討可能な物件であれば、検討は頂けそうな状況と理解しています。

後者においても、数社の地元先から購入希望の連絡が入っており、現在、仲介者に条件面の確認を行って頂いております。金額的には大凡妥協可能な金額に近づいてはおりますが、まだ、若干の開きや考え方の相違、例えば、仲介手数料を売買金額に含む、含まないなどあり、引き続き擦り合わせが必要な状況です。

[第2号案件(北新宿)]

第2号案件(北新宿案件)については、当初は、中島ビルという不動産を取得し、転売する案件として情報提供頂きましたが、豊田D&C社が中島ビル株式会社の株式を取得したことから、スキームの変更に迫られ、その後様々なスキームを検討してきました。平成27年4月半ばには、購入候補者からの提案で、当社による不動産の仕入及び売却と、その資金決済を同時に行い、登記についても中間省略とするスキームで進めようとしましたが、その購入候補者は、過去何度か契約締結と資金決済を同日に行うことを予定していた売買期日が延期された経緯があることから、決済資金が購入候補者の口座に入金されるのを確認した後に、契約締結、資金決済を行うこととして売買に臨みましたが、売買当日、結局資金の入金がなく、売買が流れるという事態となっています。この購入候補者との交渉を継続してきた中で、どうしても取得したいとの意向が見られることから、当社としても、このままずるずると期日が延ばされることは避けたいため、平成27年5月8日を停止条件として、取引が実行されない場合は、売買代金の20%の違約金を支払う内容の契約書を平成27年4月30日に締結することが出来ました。更に、この購入候補先は、上記に記載したとおり、何回も売買期日の延期がなされていることから、万一を考えて、従前に売却交渉を実施してきた先に再度購入意思の確認を取ると共に、以前より購入意思を示して頂いたにも拘わらず、交渉をしてこなかった先なども再確認を行い、売却に向け複数の購入候補者と交渉を持つように致しました。

[貸コテージ事業]

貸コテージ事業については、当初今回の旧経営陣への訴訟・調停の中で、現物出資頂いた軽井沢の土地の隣接地の土地の代物弁済を受け、当該地に3棟の貸コテージを建設することを予定しておりました。これまで、免許を保有する㈱オナーズヒル軽井沢、管理業務や貸コテージ業務の運営を現在実施している上記㈱オナーズヒル軽井沢とは一切関係のない㈱オナーズヒルリゾート管理、別荘所有者で構成する組合など関係各所と、当社の貸コテージ事業の進め方等について協議しつつ進めております。当社子会社㈱Interfaceでは、当初、㈱オナーズヒル軽井沢の免許を借りて貸コテージの運営を考えましたが、同社の代表者は、平成20年の現物出資問題で調停の相手側となっており、調停中に同社と契約することは好ましくないと思料されることから、㈱Interfaceで免許を取得する方向にいたしました。その免許取得でも、保健所から新たな要件を提示され、その条件を整えるのに時間が必要で、平成27年3月31日付「当社子会社㈱Interfaceにおける不動産事業の進捗並びに資金の借入に関するお知らせ」にてお知らせしていたゴールデンウィークの開始は出来ない状況となりました。その後、交渉を重ねる中で、㈱オナーズヒルリゾート管理に移す話も出てはいますので、今後は、㈱オナーズヒルリゾート管理と協業することも考えております。㈱Interfaceが単独で事業を行うことは不可能ではありませんが、受付業務、管理業務等、重複するものであり、業務面や実務面でも非効率な所が多々あるため、㈱オナーズヒルリゾート管理が現在現地で行っている貸コテージ事業との協働を目指して、更に調整も必要であり、しっかり確認事項を相互に確認した上で、事業開始していきたいと考えております。

また、当社は、現在のところ多額の税金滞納や債務の支払遅延により、税務当局及び債権者から当社グループ保有の重要な資産の差押を受ける状態が続いております。今後も新たな差押等が発生した場合、当社グループの業務に重大な支障をきたす可能性があります。

加えて、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、平成26年2月8日付で当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。指定期間は、平成26年2月8日から原則1年間とされ、指定日から1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定が解除されます。一方で、内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として上場廃止となります。但し、内部管理体制等に問題があると認められた場合であっても、改善の見込みがなくなったと認める場合でなければ、特設注意市場銘柄の指定が継続され、再度、特設注意市場銘柄への指定から1年6ヶ月後の審査を受けることになります。その審査でも内部管理体制等に問題があると認められた場合は、上場廃止となります。また、内部管理体制確認書の提出前であっても、内部管理体制等について改善の見込がなくなったと認められた場合には、上場廃止となります。

この問題に対して当社では、既に平成26年4月4日開示の「当社の内部管理体制再構築計画についてのお知らせ」に記載の改善策に取り組み、特設注意市場銘柄指定からの解除を実現すべく、社員一丸となって対応して参りました。その後、平成27年2月9日付で、東京証券取引所に対して、内部管理体制確認書を提出し、現在、特設市場銘柄指定解除に関する審査が実施されております。

「本第三者割当増資の目的及び理由について]

(1) 本第三者割当増資の目的(資金調達及び自己資本増強の必要性)について

当社においては、前回増資時に調達した資金により中核事業であるコンサルティング事業の復活を目指すこと及び新規に開始した不動産事業を推進することにより企業価値の向上を図ることが求められる一方で、既述の通り税金や社会保険料等の滞納をはじめ未払債務の問題(以下「未払債務問題」といいます。)が存在する中で、上場廃止や倒産等企業価値の棄損を防ぐべく、これに対応するための資金の確保及び資本増強が必要不可欠となっております。

この点について、当社は、前回増資時以降、不動産事業における2案件の売却代金又は利益をもって同事業を 進展させていくとともに、未払債務問題に適切に対応することにより企業価値の向上を目指していく方針でした が、早期に予定していた2案件の進捗に遅れが生じるなどしたこと等により、現時点において運転資金及び未払 債務問題への対応資金が不足し、新たな資金調達の必要性が生じています。

仮に運転資金の不足又は未払債務問題の解決の長期化により、当社グループの中核事業であるコンサルティング事業又は収益事業に育つことを期待して新規に開始した不動産事業の継続が著しく困難となってしまうと、当社の企業価値が棄損されることは明らかであり、そのような事態は何としても避ける必要があります。

また、2案件完了による収益確保が確実視できない現状において、平成27年5月20日までに債務超過状態を解消しない場合には、有価証券上場規程第601条第1項第5号本文(債務超過)に係る2期連続の債務超過に該当することとなり上場廃止基準に抵触してしまい、当社株式の流動性が著しく損なわれることにより当社株主の皆様に多大な損害を与える結果となってしまうことから、当社株主の皆様の保護のためには債務超過状態の可及的速やかな解消が必要不可欠となっております。

かかる当社の現状を踏まえ、当社は、本第三者割当増資について、 当社の企業価値の棄損を防ぐための当面 の運転資金と未払債務対応のための資金の調達及び 当社株主の利益を保護するために自己資本を増強して債務 超過状態の解消を目指すという目的を同時に達成するための手段として必要不可欠と判断しました。

(2) 当社の債務超過状態の解消の見込みについて

当社は、平成27年4月6日付「平成27年5月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」における平成27年5月期の連結業績予想でお知らせしましたとおり、当期末に通期連結業績予想である当期純利益58百万円を計上することが出来れば、債務超過状態は解消されることとなります。なお、業績予想は、記述の不動産2案件の成立を見込んだものになっております。しかしながら、2案件が当期中に成立せず、業績予想通りの収益計上が見込めなかった場合には、当社の債務超過状態は解消されず、当期末において約5億円程度の債務超過となることが見込まれています。そこで、その解消に向けて下記の具体的な目途を立てております。

まず、当社は、本第三者割当増資によって、下記「3.本調達の額、使途及び支出予定時期 (1)本調達資金の額」記載の通り299,999,920円の払込を受けることにより、同額分の純資産の増加がなされることとなります。

さらに、当社の債務超過状態を解消するためには、2億円規模の利益の獲得、資本増強又は債務を削減する必要があるところ、当社は、以下の2つの方策により、債務超過状態を解消する計画を立てております。

- ()1つめの方策は、売却交渉中の2案件、とりわけ第2号案件の完了による利益の確保であり、これによる収益と本件増資により債務超過解消を目指します。ただ、第1号案件の完了のみでは債務超過の解消は難しいと判断しております。なお、第2号案件については、平成27年4月30日付「当社子会社㈱Interfaceにおける不動産事業第2号案件(北新宿物件)の売買契約締結に関するお知らせ」にて開示のとおり、売買契約の締結は完了しております。今後は、5月8日の決済に向けて最終調整を続けてまいります。
- ()2つめの方策は、一部債権者との債務免除交渉であり、当社は、すでに特定の債権者との交渉において、平成27年5月20日までに債務超過状態が解消せずに当社が上場廃止を余儀なくされるような場合、すなわち、第2号案件の完了が当期中には間に合わないことが明確になった場合においては、当社の上場廃止回避及び存続性の観点から、当期末までに債務免除をしていただくことで協議を続けており、当該債務免除と本件増資により債務超過解消を目指します。なお、当該債務免除については、当期末ぎりぎりまで当社の状況を見てから判断頂くことになっており、実際に債務免除を行って頂く場合には、書面による合意を行った上で、適時開示を行います。

以上の通り、当社は、本第三者割当増資の実行に加え、()2案件(とりわけ第2号案件)の完了による利益の確保又は()一部債権者による債務免除のいずれかによって、平成27年5月20日の時点において、現在の債務超過状態を解消できる可能性が高いと判断しております。なお、今回の割当予定先については、第2号案件の完了が当期中に間に合わないことが明確になった場合でも、上記()の債務免除の協議により、債務超過解消の可能性はあるため、払込を実行する意向であることを確認しております。

ただし、現時点において、不動産案件が成立しない可能性(決済が順調に進まなかった場合等)や債務免除が結局認められない可能性はあり、結果として2期連続債務超過を回避できないリスクはあります。更に平成27年5月20日までに大規模災害の発生等の不測の事態に見舞われる等して、当社が債務超過状態を解消できないリスクも依然として残ります。

(3) 第三者割当による新株式の発行という方法を選んだ理由について

前回増資時同様、今回の資金調達にあたっても、割当予定先の意向も踏まえ、第三者割当による新株式の発行 (以下、本第三者割当増資により新たに発行される株式を「本新株式」といい、本第三者割当増資により調達さ れる資金を「本調達資金」といいます。)による資金調達を選択しました。

具体的に、当社が今回の資金調達にあたって第三者割当による新株式の発行という方法を選んだ理由としては、 借入については、当社の財務状況において、これ以上負債を増やすことは好ましくなく、また、そもそも今回の資金調達の規模の借入金の貸し手を探すことは現実的に不可能であったこと、 公募増資、株主割当増資又はライツ・オファリングについては、上記「(1)資金調達の必要性について」記載の通り、企業価値の棄損を防ぐために運転資金を確保し債務超過の状態を解消するために迅速かつ確実な資金調達が必要な中、必ずしも適切な手段といえなかったこと、 更に、前述「第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当予定先の状況] c 割当予定先の選定の理由」に記載の通り、当社の企業価値の棄損を防ぐ観点から望ましい割当予定先を見つけられたことが挙げられます。

(4) その他

なお、本取締役会に参加した当社監査役3名(2名は社外監査役)全員が、「本第三者割当増資について、当社の企業価値の棄損を防ぐ一方でその向上に資するものであり、また、このタイミングで実行しなければ、当社が上場廃止となることが確実となり当社株主の皆様方が多大なご迷惑を被ることになることから、これを実施することには十分な合理性がある」との意見を述べております。

以上より、本新株式発行を決議いたしました。

また、当社は、本第三者割当増資については、一定以上の当社株式の希薄化を伴うものであり、前回増資時と同一の割当予定先であること等を踏まえて、既存株主の利益を不当に損なわない、又は市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせないという観点から、当社社外取締役1名及び社外監査役1名に加え、当社と利害関係のない弁護士である小澤幹人氏(弁護士法人港国際法律事務所所属)による独立委員会(以下「独立委員会」といいま

す。)を組成することが妥当と判断し、その組成を決めた上で、本第三者割当増資を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。独立委員会は、当社に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当増資の目的及び理由(割当予定先の選定理由、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。)、払込金額算定の根拠、本調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項に関して説明を求め、当社の十分な説明を受けた上で、これを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、独立委員会は、本日、当社の取締役会に対して、本件第三者割当増資について、以下の意見を述べております。

[独立委員会の意見内容]

第1 独立委員会の意見

以下のとおり、本第三者割当増資には必要性及び相当性が認められる。

第2 本第三者割当増資の目的等について

本第三者割当増資の必要性及び相当性を検討するに先立って、まず、その目的、これにより調達される資金の額及び使途、及び資金調達にあたって第三者割当増資という方法が選択された理由について検討する。

- 1 本第三者割当増資の目的について
 - (1) 貴社の経営及び財務の状況等

貴社の経営及び財務の状況等として、以下の事実が認められる。

貴社グループは、平成26年5月期末において連結ベースで債務超過額743,608千円となり、有価証券上場規程601条第1項第5号本文(債務超過)に該当し、貴社株式は、債務超過の猶予期間入り銘柄に指定されているため、平成27年5月20日までに債務超過の状態を解消しなければ、2期連続の債務超過となり上場廃止となる。

貴社は当連結会計年度において黒字化を実現出来れば債務超過は解消できる状況であり、その目的達成の主たる施策として、子会社株式会社Interfaceで新たに不動産事業に取り組んでいるが、当該不動産事業については当初の見込みどおりには進捗しておらず、現在、当該年度における黒字化が確実とはいえない状況である。

貴社は、現状において多額の税金滞納や債務の支払遅延により、税務当局及び債権者から貴社グループ保有の重要な資産の差押を受ける状態が続いており(以下「未払債務問題」という。)、健全な会社運営及び事業推進のためには、未払債務問題への対応が必要な状況である。

貴社において、不動産事業のうち不動産売買事業において取り組んでいる2つの案件(以下「不動産2案件」という。)は、一定以上の進捗状況にあり、これらが完了することにより一定の利益が見込めると認識している。

貴社においては、上記 のような現状にあることから、上記 のような一定の利益が見込める案件が 進行中であるにもかかわらず、円滑な会社運営及び確実な事業推進を維持するための運転資金が不足し かねない状況である。

貴社においては、現状において会社支配権を巡る株主間の争いが起きておらず、これが起きる具体的な予兆もない。

(2) 本第三者割当増資の目的

貴社によれば、本第三者割当増資の目的(以下「本目的」という。)は、主として以下のとおりとのことである。

未払債務問題に対応するための資金を調達すること。

当面の運転資金を確保すること。

上記 及び を通じて、円滑な会社運営及び確実な事業推進を維持することにより、企業価値の棄損を防ぐこと(ひいては企業価値の向上を目指すこと)。

自己資本を増強して、貴社株主に多大な損害を与えることになる上場廃止を回避すべく債務超過状態の解消を目指すこと。

(3)独立委員会の見解

上記「(1) 貴社の経営及び財務の状況等」記載の事実関係を前提とすると、本目的はいずれも合理的かつ正当なものであると評価できる。

2 本第三者割当増資により調達される資金の額及び使途について

貴社によれば、本第三者割当増資により調達される資金(以下「本調達資金」という。)の額は、295,999,920円(差引手取概算額=払込金額の総額-発行諸費用の概算額)とのことである。

そして、本調達資金の使途は、以下のとおりとのことである。

資金使途	金額 (千円)	支払時期(2015年)
課徴金・上場契約違約金の支払	58,000	5月
未払税金等の納付	70,000	5月
未払社会保険料等の納付	44,000	5月
未払金等の支払	63,999	5月~7月
人件費の支払	34,000	5月~9月
その他諸経費(税務・監査報酬、株主名簿管理人へ の事務委託費、システム保守費用等)の支払	26,000	5月~9月

独立委員会として、上記「2 本第三者割当増資の目的について」記載のとおり、本目的は、合理的かつ正当なものと認められる。そうすると、本調達資金の使途(運転資金及び未払債務問題の対応資金)は、それぞれ本目的と整合性があり、合理的かつ正当なものであると評価できる。

また、本資金調達額は、貴社の未払債務問題を完全に解決するものではなく、不動産2案件の完了までの運転資金として十分か不確定であり、それ単独で2015年5月20日の時点における債務超過状態を確実に解消するために十分な額か不確定であるとしても、本目的の達成に向けて一定以上の効果が見込まれる金額であると評価できる。

したがって、独立委員会として、本第三者割当増資により調達される資金の額及び使途は、合理的かつ正当であると評価できる。

3 資金調達にあたって第三者割当増資という方法が選択された理由について

貴社によれば、資金調達にあたって第三者割当増資という方法を選択した理由は、以下のとおりとのことである。

借入については、当社の財務状況において、これ以上負債を増やすことは好ましくなく、また、そもそも本資金調達額の規模の借入金の貸し手を探すことは現実的に著しく困難であること。

新株発行、公募増資、株主割当増資又はライツ・オファリングについては、本目的を達成するためには、迅速かつ確実な資金調達が必要であることからすると、必ずしも適切な手段といえないこと。

本目的を達成する観点から望ましい割当予定先を見つけられたこと。具体的には、割当先が、貴社の経営及び財務等の状況を十分に理解した上で、「上場企業が倒産することによる株式市場の混乱などを生じさせない」という基本的な考え方があって本第三者割当増資に応じる意向であり、必ずしも短期的な利益の実現に固執しないとのことであること。

独立委員会として、上記「1 本第三者割当増資の目的について」記載の本第三者割当増資の目的並びに 貴社の経営及び財務の状況等を総合考慮すると、貴社が今回の資金調達にあたって第三者割当増資という方法を選択したことは、十分に合理的なものと評価できる。

第3 本第三者割当増資の必要性について

1 本第三者割当増資が企業価値の向上に資するか

上記「第1 本第三者割当増資の目的等」に記載のとおり、合理的かつ正当性のある本目的の達成に資することから、本第三者割当増資は貴社の企業価値の毀損を防ぎ、ひいては企業価値の向上に資するものと認められる。

なお、本調達資金の一部又は全部について、一部の債権者により差押えを受けるリスク(以下「差押えリスク」という。)があり、当該リスクが顕在化した場合には、貴社計画の資金使途のとおりに本調達資金を利用できないこととなりかねない。この点について、独立委員会としては、 貴社が差押えを回避するために債権者と誠実に事前交渉していることに加え、過去の資金調達時において実際に調達資金の差押えがなされたことがないことから、差押えリスクが顕在化する可能性は必ずしも高くなく、また、 実際に本調達資金が差押えを受けた場合においても、結果的に貴社債務の圧縮が実現されることとなることに加え、自己資本の増強は影響を受けることなく実現されることから、本目的の達成が重大な水準で阻害されるおそれは必ずしも高くないものと判断した上で、差押えリスクの存在を前提として、上記の認定をすることとした。

2 より望ましい資金調達方法が他になかったか

上記「第2 本第三者割当増資の目的等について」の「3 資金調達にあたって第三者割当増資という方法が選択された理由について」に記載のとおり、資金調達にあたって第三者割当増資という方法が選択された理由は合理的である。

そして、客観的に貴社の経営及び財務等の状況を考えたとき、後述するとおり有利発行となることのない 条件にて、本資金調達の規模の第三者割当増資が実現できたことについては、資金調達に係る望ましい成果 であったと積極的に評価できる。

3 独立委員会の結論

上記1及び2より、本第三者割当増資には、必要性が認められる。

第4 本第三者割当増資の相当性について

1 既存株主の利益を不当に損なわないかについて

本第三者割当増資により、貴社株式は14.5%の希薄化が生じることになる。もっとも、上記してきたとおり、本第三者割当増資により貴社の企業価値の棄損が防がれ、ひいては企業価値の向上が実現されれば、既存株主には株式の希薄化以上の利益を得ることができることになる。そして、本第三者割当増資は、貴社株式の上場廃止という既存株主に著しい不利益を与えることになる事態を回避するために極めて有用であることは強調されてよい。

また、条件面、特に本第三者割当増資に係る新株式の発行価額についても、以下のとおり既存株主の利益を不当に損なわないものであると評価できる。すなわち、日本証券業協会が新株の引受販売を行う協会員(証券会社)向けの自主ルールとして制定した「第三者割り当て増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協ルール」という。)においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されているところ、本第三者割当増資に係る発行価額(4.4円)は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値(4円)から10%のプレミアム、同日までの1ヶ月平均株価(4.67円)から約5.78%のディスカウント、同日までの3ヶ月平均株価(4.81円)から約8.52%のディスカウント、同日までの6ヶ月平均株価(4.84円)から約9.09%のディスカウントとなっている。したがって、いずれを基準としても10%のディスカウントの範囲内であり、日証協ルールに沿うものであるため、発行条件の内容に相当性があり、既存株主の利益を不当に損なわないものであると評価できる。

なお、以上を踏まえると、貴社取締役会において本第三者割当増資を有利発行に該当しないと判断したことは妥当であると是認できる。

2 市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせないかについて

本第三者割当増資は、形式的には、その希薄化の規模からして、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づく、 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は 当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となることはない。ただし、本第三者割当増資は、一定以上(14.5%)の当社株式の希薄化を伴うものであり、平成26年7月3日に豊田D&C株式会社を割当先とした第三者割当増資(以下「前回第三者割当増資」という。)と同一の割当先となっていること等を踏まえて、市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせないという観点から、独立委員会が組成された上で、その意見が取得されることとされた。かかる事情は、貴社において市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせないために必要な配慮をしていることを示している。

したがって、独立委員会は、市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせないかについて、特に問題ないものと判断した。

3 適時・適切な情報開示により透明性を確保しているかについて

貴社においては、本第三者割当増資にあたって、特に慎重に適時・適切に十分な情報開示をすることを心掛けているとのことである。とりわけ、 株主や投資者が行う判断に重要な影響を与えると考えられる上場廃止の可能性(すなわち、貴社が平成27年5月20日までに債務超過状態を解消できるかどうか)について、株主や投資者が行う判断を誤らせるものでないよう、「本第三者割当増資がなされても、平成27年5月20日までに債務超過状態が解消される確実な見込みはないこと」や「平成27年5月20日までに債務超過状態を解消するための方策やその見込み」などについて、本第三者割当増資に係る開示において、可能な限り具体的に説明することとなっているとのことである。

なお、前回第三者割当増資による調達資金について、発行時の開示内容と若干の相違が認められるが、相対的に多額といえず、また事業進捗の遅れといった合理的な理由があるとのことであり、それらの内容が本第三者割当増資に係る開示において明らかにされるならば、特に問題はないものと評価できる。

したがって、独立委員会は、適時・適切な情報開示により透明性を確保しているかについて、特に問題ないものと判断した。

4 独立委員会の結論 上記1ないし3より、本第三者割当増資には、相当性が認められる。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
豊田 D & C 株式会社	東京都中央区京橋一丁目11番 2号	138,888,800	29.25	207,070,600	38.35
兵藤 則正	静岡県磐田市	7,144,300	1.50	7,144,300	1.32
豊岡 幸治	東京都品川区	5,590,300	1.18	5,590,300	1.04
守岡 充	京都府宇治市	5,000,000	1.05	5,000,000	0.93
丹下 博文	名古屋市中川区	4,000,000	0.84	4,000,000	0.74
田中 佐和	大阪市住吉区	3,887,900	0.82	3,887,900	0.72
新日本アルク工業株式会社	千葉県東金市山台3丁目9-5	3,300,000	0.70	3,300,000	0.61
葉山 眞	島根県松江市	2,918,300	0.61	2,918,300	0.54
高橋 英樹	東京都豊島区	2,799,300	0.59	2,799,300	0.52
本澤 優一	埼玉県朝霞市	2,700,000	0.57	2,700,000	0.50
山本 敏英	横浜市西区	2,700,000	0.57	2,700,000	0.50
計		178,928,900	37.69	247,110,700	45.76

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年11月20日時点の株主名簿及び大株主より提出された大量保有報告書に 記載された数値を基準として記載しております。
 - 2. 本有価証券届出書提出日現在(平成27年5月1日)の発行済株式総数は471,797,420株であります。
 - 3.総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
- 6【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社エル・シー・エーホールディングス(E05141) 有価証券届出書(組込方式)

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に おいての事業リスクとなります。

(上場維持に関するリスク)

当社グループは、平成26年5月期末において連結ベースで債務超過額743,608千円(株主資本)となり、有価証券上場規程601条第1項第5号本文(債務超過)に該当し、当社株式は、債務超過の猶予期間入り銘柄に指定されております。その後、平成26年7月3日払込の増資(発行価額749,999千円)等により、資本増強を進めてまいりましたが、平成27年5月期第3四半期末時点で、債務超過額309,100千円(株主資本)となっており、当社は平成27年5月20日までに債務超過の状態を解消しなければ、2期連続の債務超過となり、上場廃止となるリスクが潜在しております。

加えて、東京証券取引所より当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、平成26年2月8日付で当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。指定期間は、平成26年2月8日から原則1年間とされ、指定日から1年後に当社から内部管理体制確認書を提出し、東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合に指定が解除されます。一方で、内部管理体制等に問題があると認める場合には、原則として上場廃止となります。但し、内部管理体制等に問題があると認められた場合であっても、改善の見込みがなくなったと認める場合でなければ、特設注意市場銘柄の指定が継続され、再度、特設注意市場銘柄への指定から1年6ヶ月後の審査を受けることになります。その審査でも内部管理体制等に問題があると認められた場合は、上場廃止となります。また、内部管理体制確認書の提出前であっても、内部管理体制等について改善の見込が無くなったと認められた場合には、上場廃止となります。

この問題に対して当社では、既に平成26年4月4日開示の「当社の内部管理体制再構築計画についてのお知らせ」に記載の改善策に取り組み、特設注意市場銘柄指定からの解除を実現すべく、社員一丸となって対応して参りました。その後、平成27年2月9日付で、東京証券取引所に対して、内部管理体制確認を提出し、現在、特設市場銘柄指定解除に向けた審査が実施されております。

2 資本金の額の減少

後記「第4部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に おいて、資本金の額の減少の効力が発生しております。

当社は、平成26年7月18日開催の取締役会において、平成26年8月19日開催の定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することについて決議し、同株主総会において承認可決されました。概要は次のとおりです。

(1) 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、また早期復配体制の実現のため、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えるものとします。

(2) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

平成26年7月31日現在の資本金の額6,529,787,329円を6,429,787,329円減少し、100,000,000円とします。 資本全の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、全額をその他資本剰余金へ振り替えるものとします。

(3) 日程

取締役会決議日 平成26年 7 月18日 定時株主総会決議日 平成26年 8 月19日 債権者異議申述公告日 平成26年10月 9 日 債権者異議申述最終期日 平成26年11月 9 日 効力発生日 平成26年11月10日

3 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に おいて、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成26年8月20日付提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

平成26年8月19日に開催いたしました第50期定時株主総会における議決権行使結果を、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年8月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

資本金の額6,529,787,329円のうち6,429,787,329円を減少し、資本金の額を100,000,000円とするもの。

(注) 平成26年5月20日現在の資本金の額は6,147,061,069円

第2号議案 取締役6名選任の件

桑田正明、水野進、佐藤晴弘、目黒光紀、新庄健二、海老澤伸樹の6氏を取締役に選任するもの。

第3号議案 監査役3名選任の件

山田幸平、白津義明、西村國之の3氏を監査役に選任するもの。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

星野智之氏を補欠監査役に選任するもの。

第5号議案 会計監査人選任の件

監査法人アリアを会計監査人に選任するもの。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案					
資本金の額の減少の件	1,090,509	49,203		(注)1	可決 (95.68%)
第2号議案					
取締役6名選任の件				(注)1	
桑田 正明	1,101,950	37,762			可決 (96.69%)
水野進	1,102,179	37,533			可決(96.71%)
佐藤 晴弘	1,102,182	37,530			可決(96.71%)
目黒 光紀	1,100,796	38,916			可決 (96.59%)
新庄健二	1,094,564	45,148			可決 (96.04%)
海老澤 伸樹	1,101,864	37,848			可決 (96.68%)
第3号議案					
監査役3名選任の件				(注)1	
山田 幸平	1,105,297	34,415			可決 (96.98%)
白津 義明	1,104,007	35,705			可決(96.87%)
西村 國之	1,096,842	42,870			可決 (96.24%)
第4号議案					
補欠監査役1名選任の件					
星野智之	1,108,244	31,468		(注)1	可決 (97.24%)
第5号議案					
会計監査人選任の件	1,108,197	31,475		(注)1	可決 (97.24%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成であります。
 - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本 総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

(平成26年10月3日付提出の臨時報告書)

1[提出理由]

当社は、平成26年9月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社による子会社取得を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第16号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1)取得対象子会社に関する子会社の取得を決定した機関 平成26年9月29日の当社取締役会において取得対象子会社の取得を決定いたしました。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得を行う当社連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社Interface

住所 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号

代表者の氏名 桑田 正明

(3) 当該異動に係る特定子会社(取得対象子会社)の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 中島ビル株式会社

住所 東京都新宿区北新宿一丁目8番1号

代表者の氏名 稗島 信治 資本金 10,000千円 純資産 343,306千円 総資産 456,960千円

事業の内容 不動産の売買、賃貸及び管理 大株主及び持株比率 豊田 D & C 株式会社100%

当社との関係 当社及びInterfaceと中島ビル株式会社の間には、現在、出資関係、人的関係、

取引関係はございません。

当該特定子会社の最近3年間の売上高等

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	127,126千円	110,027千円	84,531千円
営業利益	17,669千円	152千円	14,927千円
当期純利益	13,145千円	651千円	13,897千円

(4) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対すする割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前

異動後 59,600個 (うち間接所有59,600個) 当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 -

異動後 100% (うち間接所有100%)

(5) 当該異動の理由及び年月日

当該異動の理由

当社は、当社の連結子会社であるInterfaceが豊田D&C株式会社との間で、中島ビル株式会社の株式を取得する株式譲渡契約を締結することを決定しました。中島ビル株式会社の売上高の総額が、当社の売上高の総額の10%以上に相当するため、同社株式の取得により、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

当該異動の年月日

平成26年9月30日(予定)

(6) 当該特定子会社取得の目的及び対価の額

目的

中島ビル株式会社の株式取得は、当社の連結子会社であるInterfaceにおける不動産事業の第2号案件(北新宿の不動産の売却)を進めるための取得であります。

対価の額

17億5,000万円

(平成26年10月3日付提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

平成26年10月3日付をもって提出した臨時報告書の記載事項の一部に変更があり、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出します。

2「訂正事項1

- 2 [報告内容]
 - (5) 当該異動の理由及び年月日 当該異動の年月日
- 3 [訂正内容]

(注) 訂正箇所には、下線を付しております。

(訂正前)

(5) 当該異動の理由及び年月日

当該異動の年月日

平成26年9月30日(予定)

(訂正後)

(5) 当該異動の理由及び年月日

当該異動の年月日

平成26年9月30日に予定しておりました豊田D&C株式会社との株式譲渡契約締結時において、契約内容について齟齬が生じ、同日付での契約に至らず、再度詳細を詰めるため、契約締結を延期することとなりました。

今後の株式譲渡契約等につきましては、確定次第速やかにお知らせ致します。

(平成26年11月13日付提出の臨時報告書)

1「提出理由]

当社及び当社の連結子会社である株式会社インタープライズ・コンサルティング(以下、「IPC社」といいます。)では、IPC社の元取締役ら2名から提起されていた損害賠償請求事件について、平成26年11月11日付で東京地方裁判所にて判決がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2「報告内容]

(1) 訴訟の提起があった年月日

平成25年2月8日(訴状送達日:平成25年2月19日)

(2) 訴訟を提起した者(原告)

当社子会社元取締役等、個人 2 名

(3) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容:

当時の当社及びIPC社社長が、原告らが取締役等を務める株式会社リブ・コンサルティングの従業員等に宛てて、原告らがIPC社の取締役等を辞任する際にその従業員に対して違法な引き抜き行為をしたなどと記載した電子メールを送信したことにより、名誉を毀損されたと主張して、当社に対し、損害賠償請求が提起されたものであります。

損害賠償請求金額

各原告にそれぞれ慰謝料等550万円及びこれに対する不法行為後の日(訴状送達の日)である平成25年2月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものです。

(4) 訴訟の判決があった年月日

平成26年11月11日(判決調書到達日:平成26年11月12日)

(5) 訴訟の判決の内容及び支払金額

被告らは原告らに対し、連帯として各55万円(慰謝料50万円+弁護士費用5万円)及びこれに対する平成25年2月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、これを10分し、その1を被告らの、その余を原告らの各負担とする。

(6) その他

本件における当社の対応につきましては、控訴期間中に判決の内容を慎重に検討の上、適切に対処する方針です。

(平成26年12月26日付提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

平成26年12月24日開催の当社取締役会において、株式会社メディマックスの全株式を譲渡することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2「報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社メディマックス

住所 : 東京都港区芝大門一丁目10番地1号 代表者の氏名:代表取締役社長 吉井 しげみ 資本金 : 37,708千円(平成26年5月20日現在)

事業の内容 : 広告代理店業、タレントマネジメント及びキャスティング、番組制作、システム開発並び

に販売、運用、各種デザイン及びコンサルティング業務、通販商品の制作及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権にに対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前:693個(うち間接所有分0個) 異動後: 0個(うち間接所有分0個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前:100%(うち間接所有分0%) 異動後: 0%(うち間接所有分0%)

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社メディマックスの平成26年5月20日現在における総 株主等の議決権の数(693個)を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社の特定子会社である株式会社メディマックスの全株式を譲渡することにより、株式会

社メディマックスは当社の特定子会社でなくなるためであります。

異動の年月日:平成26年12月24日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自至	平成25年 5 月21日 平成26年 5 月20日	平成26年8月20日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告 書	事業年度 (第50期)	自 至	平成25年 5 月21日 平成26年 5 月20日	平成26年10月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自 至	平成26年11月21日 平成27年 2 月20日	平成27年4月6日 関東財務局長に提出
訂正四半期報告書	事業年度 (第51期第3四半期)	自至	平成26年11月21日 平成27年 2 月20日	平成27年4月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付資料としております。

EDINET提出書類 株式会社エル・シー・エーホールディングス(E05141) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年8月19日

株式会社エル・シー・エーホールディングス 取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印 業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成25年5月21日から平成26年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングス及び連結子会社の平成26年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

強調事項

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な営業損失、当期純損失を計上した結果、債務超過となっており、また、多額の税金滞納や債務の支払遅延により、税務当局及び債権者から重要な資産の差押を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
- 2.重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成26年6月16日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成26年7月3日に払込が完了している。
- 3.重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成26年6月16日開催の取締役会において、子会社の株式会社 Interfaceにおいて新規事業へ参入することを決議し、平成26年6月20日付で不動産売買契約を締結し平成26年7月10日 に決済が完了している。
- 4.重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、平成26年8月19日開催の第50回定時株主総会において、資本金の額の減少が承認可決された。

当該事項は、いずれも当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成26年5月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エル・シー・エーホールディングスが平成26年5月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月19日

印

株式会社エル・シー・エーホールディングス 取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員 公認会計士 山中 康之 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成25年5月21日から平成26年5月20日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 エル・シー・エーホールディングスの平成26年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1.継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は重要な営業損失、当期純損失を計上した結果、債務超過となっており、また、多額の税金滞納や債務の支払遅延により、税務当局及び債権者から重要な資産の差押を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
- 2.重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成26年6月16日開催の取締役会で、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成26年7月3日に払込が完了している。
- 3.重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成26年6月16日開催の取締役会で、子会社の株式会社 Interfaceにおいて新規事業へ参入するため、同子会社に対し事業資金を貸付けることを決議し、その後貸付を一部実 行している。
- 4. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、平成26年8月19日開催の第50回定時株主総会において、資本金の額の減少が承認可決された。

当該事項は、いずれも当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

EDINET提出書類 株式会社エル・シー・エーホールディングス(E05141) 有価証券届出書(組込方式)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する 形で別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年4月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印

代表社員 公認会計士 山中 康之 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングスの平成26年5月21日から平成27年5月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間 (平成26年11月21日から平成27年2月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年5月21日から平成27年2月20日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングス及び連結子会社の平成27年2月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第3四半期連結累計期間において重要な営業損失、四半期純損失を計上しており債務超過となっている。加えて、多額の税金滞納や債務の支払遅延により、税務当局及び債権者から会社グループ保有の重要な資産の差押を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途 保管しております。

² XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。